

# コンセツションと国有化（一）

—コンセツションの一方的破棄と国家の国際責任についての一考察—

川 岸 繁 雄

## 一 問題の所在

### 二 コンセツションの破棄と国有化

（一）一方的破棄と国有化

（二）制限条項と国有化（以上本号）

### 三 コンセツションの破棄と仲裁条項

（一）仲裁裁判と国内的救済

（二）仲裁拒否と裁判拒否

### 四 若干の考察

## 一 問題の所在

「コンセッション」(concession) は、狭義においては、一定期間国家の特定地域において外国人または外国企業が公益事業や天然資源の開発など、特殊な経済活動に従事するため国家が付与する特別の認可 (authorization or permission) を意味し、広義においてはかかる認可の内容を含意するとされる。<sup>(1)</sup> いのよみの「コンセッション」の特殊性と経済的重要性から、その不履行に関して国家の国際責任が発生する効果をもつて、<sup>(2)</sup> 国際的性格を強調するための表現として、国際経済開発協定 (international economic development agreement) といふ語が主張されたが、最近、経済開発協定 (economic development agreement) といふ語が「コンセッション」の同義として広く一般的に用いられている。<sup>(3)</sup> 従来、学説上、「コンセッション」の法的性質が一方的権利付与であるか契約であるか争いのあるところであるが、コンセッションが十七、十八世紀において貿易会社に対する権利付与を意味し、その後天然資源の開発に関する協定に適用されるようになり、コンセッションが単なる主権的権利付与 (a mere sovereign grant)<sup>(4)</sup> ではないと主張されるようだ。<sup>(5)</sup> それはなによりもコンセッションが国家の権利付与を強調し、外国人当事者と国家の法律行為・取引の双務性 (bilateral character of transaction) ないし債務の相互性 (mutuality of obligation) を看過するといふことにある。<sup>(6)</sup> そして、経済開発協定は「コンセッション」の経済的性格のみの機能的側面を表章しているとするが、その法的定義がなく、特に途上国に対する資源開発援助、技術援助といった文脈において用いられるとき、その恩恵的側面が過大視されるという批判がある。<sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

歴史的みると、このコンセッションは国家の形成と国民の経済活動とともに古いと考えられる。<sup>(9)</sup>そして古典的な征服帝国主義のもとにおいて、コンセッションは海外領土拡張の手段として機能した。<sup>(10)</sup>かくして、十八、九世紀においても、民間会社はコンセッションを通して植民地において準政府的地位を取得し、実際に拡大な領域とその住民に対して主権的権限にもひとしいものを与えられた。<sup>(11)</sup>そして近代産業主義の発達とその原材料としての天然資源の需要増大とともに、コンセッションの近代的形態が出現し、經濟帝国主義のもとにおいては後進地域に対する先進国の經濟進出の重要な手段となるに至つた。<sup>(12)</sup>コンセッションは国家主権と經濟自由主義、他方原材料と市場を確保することの必要性とを一致させ、その国民經濟の飛躍的發展と維持、ならびに後進地域に対する先進国の經濟支配の確立を可能にした。そして、天然資源と市場の争奪は資本と産業技術の輸出に関する国家の組織的な支援を必要とし、十九世紀末以降、帝国主義諸国が相互の勢力圏拡張のためコンセッションの獲得を目指し、対立する經濟的拮抗の絶えなかつことは周知の事実である。<sup>(13)</sup>しかし、コンセッションは単なる歴史的事象に止どまらず、今日、資源問題、とりわけ途上国の經濟開発と先進国の資源安定確保との関連において、國際關係上益々大きな重要性を有しており、國際的な関心事となつてゐる。第二次世界大戦後、国連における民族自決権の展開のもとに政治的独立が進み、過去の植民地的地位から独立した途上諸国において、原材料の輸出よりも自國の適切な天然資源開発と近代化のための工業化が志向され、外國企業の国有化を含む自國天然資源と重要産業に対する国家的コントロールが主張された。<sup>(14)</sup>そして、かかる非植民地化とともに、国連総会において、途上国の經濟的自立を重視し、その天然資源を国有化し自由に開発する権利として、天然の富と資源を自由に利用・開発する人民の権利がその主権

に固有のものであることが認識されるに至つた。その後、この国家の天然資源に対する排他的権利が天然の富と資源に対する永久主権に関する国連総会決議において再確認され<sup>(17)</sup>、その行使は外国資本の排除・制限に至る途上国の国有化と企業經營への参加の増大にみることができる。<sup>(18)</sup>

このような国有化に関連して最も複雑かつ困難な問題は、コンセッションの一方当事者たる外国人の財産と権利に影響を与える国有化措置である。つまり、国有化はコンセッションのもとにおいて外国人当事者が取得した財産的権利以外に、特定の経済活動をおこなう第一次的権利 (primary right) を剥奪する。このようにして、国有化はその効果として期限前におけるコンセッションの一方的破棄と、経済活動をおこなう権利の国有化国への移転を意味し、したがつて、コンセッションの国有化に関するかぎり、国有化は通常コンセッションの一方的破棄なしのコンセッション上の義務不履行という事實を含む。<sup>(19)</sup> 本稿の目的は、かかる国有化措置による外国人とのコンセッション協定の違反が国有化国の国際責任を発生させるか否か、発生するとすればどのような状況においてかという問題を検討することにある。換言すれば、国家がコンセッションの当事者たる外国人の権利を侵害した場合、それがどのような状況において国際義務違反とみなされ、そのものとして国家の国際責任を発生させるか、あるいはコンセッション上の義務を履行しない国家に眞の国際責任が発生するか否か。<sup>(20)</sup> この問題は、先に述べたように、大きな現実性を有し、実際問題として重要なのみならず、国際法上国家と外国人との契約関係から発生する損失に關する国家の国際責任の觀点から理論的にも意義があると思われる。<sup>(21)</sup>

一般国際法上、外国人との契約の当事者たる国家の契約違反それ自体が本質的に (per se) 国際法違反であるか

「否かについて、国際判例上、直接的な権威は存在しない<sup>(22)</sup>が、伝統的な国際的実行と理論においては、契約の单なる不履行が国際法に違反する作為または不作為を前提とする場合にのみ国際責任が発生すると」と<sup>(23)</sup>われる。この点、アメリカ政府はその国家的実行において確固たる不干涉政策をとつており、外國政府との契約に基づく請求に関して周旋以外に干渉することは通例でないといわれる。つまり、国内的救済完了後の裁判拒否 (denial of justice) ないし重大な国際法違反 (flagrant violation of international law) が存在しないから、政府は契約上の請求について外交的保護を発動しなじむられた。基本的にいって、それは契約違反によって損害をこうむった自国民のための政府の介入に必要な条件とは裁判拒否であり、一般原則として、契約に起因する請求は、国内法ないし契約それ自体に規定された裁判上の決定について裁判所に付託されなければならない<sup>(24)</sup>ことによる。したがつて、国際法理論上、有力な見解としては国家が事後の裁判拒否の場合にかぎりて外国人との契約違反について国際的に責任を負うとした<sup>(25)</sup>。しかし、アメリカ国務省はしばしば、自国民との契約が外国政府によって専断・恣意的に破棄された場合、その合法性について裁判上の決定に訴える<sup>(26)</sup>ことなく、一般に没収的な契約違反 (confiscatory breach of contract) として、不法行為 (tort) の場合のように、外交的介入が正当化されると判断した<sup>(27)</sup>。そして、そのような契約の専断・恣意的破棄が国際違法行為とみなされる<sup>(28)</sup>ことについて学説上ほとんじ合意がみられる。しかし、文脈において恣意性 (arbitrariness) が何を意味するかについて見解は異なり、必ずしも一致していない<sup>(29)</sup>。この点、たとえば、契約上の権利の破棄が没収として、国際法違反とみなされる<sup>(30)</sup>とか、契約違反の国家措置が外国人に対し差別的である場合、そしてその場合にかぎりて国際法上違法であるとか主張されるように、国家による契約義務

の履行拒絶は、その性質上没収的ないし差別的である場合にかぎって自動的に国際法違反といわれる。しかし、学者によつては、国家が没収的でも差別的でもない方法で外国人との契約を破棄した場合においても、国家がその主権的権利ではなくその主権的権限を行使して、他の契約当事者の期待権を毀損したり、契約締結時点において明らかに予測されなかつた条件を契約関係に課する場合、それは契約の専断・恣意的な違反として国際法に違反するとされる<sup>(31)</sup>。いずれにしても、アメリカ政府が契約の履行に対する惡意の干渉（*tortious interference*）の場合を除いて契約上の請求に外交的に介入しないとされたが、それは單なる契約違反または單なる契約義務の不履行が国内法上の違反であり国際法上の違法行為を構成しないということによると考えられた<sup>(32)</sup>。

しかし、これに對して、裁判拒否または專断・恣意的な行為ないし没収的契約違反がある場合を除いて、契約上の請求に関して外交的に介入することを拒絶するといつこのアメリカ政府の一般的不介入原則はアメリカ政府の國家的実行に過ぎず、それは政治的便宜を理由としたものであり、他の国家の実行の分析から、契約違反がそれ自体本質的に国際違法行為であるとみなされなければならないという見解がある。つまり、契約は国際法上絶対的に尊重されなければならず、すべての契約違反がそれ自体本質的に国際義務違反として国家の国際責任をともなうといわれる。そのことは契約の拘束性（*caractère obligatoire*）ないし不可侵性（*sanctity*）を意味する。」の理論によれば、すべての契約違反が国際法上禁止される結果、国有化による契約破棄も国際法に違反する」となる<sup>(33)</sup>。もとより、このようにすべての契約違反が国家の国際責任を発生させるといふ意味において、国際法上契約が絶対的に尊重されなければならないという立場は少數説である。しかし、最近、この問題についての伝統的理論を再検討

する必要性のあること)が主張される。ソルジャーは、すべての契約違反が自動的に国際法上の違法行為であるとした場合を除いて、また契約の不履行がそれ自体本質的に国際法違反を構成せず、したがって付加的な違法行為の場合を除いて、<sup>(35)</sup> 契約の履行について国際責任がまったく発生しないといふことも適当でない。そして、国際社会における強調が不法行為 (tort) からの契約 (contract) 「移行しなければならず、また移行するであらうといわれるようだ」<sup>(36)</sup> 実定国際法の確認として、またはその変更として、そのような契約違反が限定された範囲内においてそれ自体本質的に国際法違反であると主張される。それは総じて契約当事者たる国家の不法行為と契約違反との間に区別がなされねばならないという考え方によるものと思われる。しかし、後に検討するように、この見解によれば、契約違反がいつにそして当然に国際法違反であるところではなく、契約違反の特殊な形態に関係している。

先に述べたように、本稿での研究はコンセッションの破棄が国有化措置によっておこなわれる状況に関連しているが、国家が外国人財産を含む自國領域内の私有財産について収用する権利を有する<sup>(37)</sup>ことは国際法上一般に承認されている。このように国家は公益のため自國領域内の私有財産を収用・国有化することが認められるが、この点、国家が自國領域内において外国人財産を国有化する場合、かかる国家行為によって財産を剝奪される外国人に対して、国際法上国家は補償を支払う義務があるかどうかについて論争のあるところである。<sup>(38)</sup>多くの西欧先進諸国の伝統的見解によれば、外国人財産が公益のために収用される場合「迅速、十分、実効的補償」(prompt, adequate and effective compensation) を与えなければならない。そのよほな補償が支払われない場合、収用行為は没収であり国際法に違反するのみならぬ<sup>(39)</sup>。したがって、コンセッションを付与する国家の主権の行使として

のコノセッシン<sup>40</sup>の期限前の破棄について、補償が支払われなければならぬといふにかなりの権威があるといわれる。<sup>41</sup>しかし、国際法上、外国人財産を收用する国家が補償を支払わなければならぬといふと、補償を支払わないかぎり国家は收用する權能を認められないところ<sup>42</sup>ことは同一ではない。前者によれば、十分な補償が規定されていないと云うだけの理由で、收用がそれ自体本質的に国際法に違反しない。つまり、国有化の合法性は補償が規定されてゐるところ<sup>43</sup>事実にあるのではなく、国家が国際法上有すると認められる權限の行使であるところ<sup>44</sup>にあり、補償は国有化の合法性と無関係であるとされる。これに対し後者の見解によれば、補償の支払いが国有化の合法性の要件とみなされ、したがつて補償をともなわない国有化は没収であり、いわば当然に違法であり、国際法に違反する。しかし、本稿では、国有化それ自体の合法性の問題ではなく、国家が任意に外国人と締結した契約を国際法上合法な国有化によって破棄したるか否かに問題を限定し、特に、アングロ・イラン石油会社事件 (Anglo-Iranian Oil Co. Case) を手がかりとして、契約において期限前の破棄を明示的ないし默示的に禁止する制限条項に違反する国有化と、仲裁条項を含む契約違反の国有化、つまりいれらの制限条項と仲裁条項に違反してゐる国有化措置を中心として検討する。<sup>45</sup>

- (一) Goldberg, T., International Concessions: A Problem of International Economic Law, 15 Acta Scandinavica Juris Gentium, 1944, p. 69. 田畠茂「ノーマニッシュ」の破棄と国際責任」(前原光雄教授還暦記念『国際法学科の諸題』昭和三八年歴史講話) 141頁参照。
- (二) Garcia-Amador, F. V., Responsabilité de l'Etat à raison des dommages causés sur son territoire à la personne

- ou aux biens des étrangers (Document A/CN. 4/119), Yb. Int'l L. Comm., 1959, Vol. II, p. 29; Hyde, James N., Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources, 50 Am. J. Int'l L., 1956, p. 862.
- (∞) Lord Arnold McNair, Q. C., The Applicability of "General Principles of Law" to Contracts Between a State and a Foreign National, Proceedings, Section of Mineral and Natural Resources Law, A. B. A., 1957, p. 168; idem., The General Principles of Law Recognized by Civilized Nations, Brit. Yb. Int'l L., 1957, p. 1.
- (+) Hyde, James N., Economic Development Agreements, Recueil d. C., 1962, I, p. 282.
- (o) Carlston, Kenneth S., International Role of Concession Agreements, 52 Northwestern University L. Rev., 1957, p. 636.
- (o) Lord Arnold McNair, Q. C., op. cit., p. 168; Hyde James N., op. cit., p. 283.
- (~) Lalive, Jean-Flavien, Recent Version: Abrogation or Alteration of an Economic Development Agreement Between a State and a Private Foreign Party, 17 Business Lawyer, 1962, p. 434; Lord Arnold McNair, Q. C., op. cit., p. 168.
- (∞) Siksek, Simon G., The Legal Framework for Oil Concessions in the Arab World, Beirut, 1960, p. 5.
- (o) Fischer, Peter, Historic Aspects of International Concession Agreements, Grotian Society Papers, 1972, p. 260.
- (o) Guldberg, T., op. cit., p. 55.
- (±) Wetter, J. Gillis, Salient Clauses in International Investment Contracts, 17 Business Lawyer, 1962, p. 967.
- (±) Guldberg, T., op. cit., p. 55.
- (?) Fouilloux, Gerard, La nationalisation et le droit international public, Paris, 1962, p. 282.
- (+) Jessup, Philip C., A Modern Law of Nations, New York, 1952, p. 96.

## 戦後新法の

- (12) Fouilloux, Gerard, op. cit., p. 282. Cf., Wilson, Robert R., International Law and Problems of Raw Materials, 32 Am. J. Int'l L., 1938, pp. 120-126.
- (13) Cf., Wilson, Robert R., Natural-Resources Provisions in United States Commercial Treaties, 48 Am. J. Int'l L., 1954, p. 357; Fatouros, Argyris A., Legal Security for International Investment, Legal Aspects of Foreign Investment (W. G. Friedmann ed. 1959), p. 719.
- (14) Gf., Hyde, James N., Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources, 50 Am. J. Int'l L., 1956, pp. 854-867. 今田謙「外國財産の國有化—國有化する國外資源の権利と譲讓」、内閣官房第一課長官室刊行會、昭和35年「天然の富と資源に及ぶ永久的主權（1）（1）（1）」法學講叢 第七十九卷 111 目次 1丸長井編監。
- (15) Kojanec, G., Recent Developments in the Law of State Contracts, Yb. World Aff., 1970, p. 188.
- (16) White, Gillian, Nationalisation of Foreign Property, London, 1961, p.162.
- (17) Garcia-Amador, F. V., Responsibility of the State for Injuries Caused in its Territory to the Person or Property of Aliens (Document A/CN. 4/106), Yb. Int'l L. Comm., 1957, II, p. 117; Weil, Prosper, Problèmes relatifs aux contrats passés entre un Etat et un particulier, Recueil d. C., 1969, III, p. 101.
- (18) Mann, F. A., State Contract and State Responsibility, 54 Am. J. Int'l L., 1960, p. 572.
- (19) Amerasinghe, Chittaranjan F., State Breaches of Contracts with Aliens and International Law, 58 Am. J. Int'l L., 1964, p. 882. 多くの先例よりの問題に關する國際法規則に明確な針指を当たる。この点より、最も初期から多岐に亘る事例の一つとしてDelagoa Bay Railway Caseが挙げられるが、その仲裁判決は依然として議論されるべきである。この破棄については、その点で政府の監督や私権の關係に対する取り扱いの本質的な問題を提起されたかった。

(33) Garcia-Amador, F. V., op. cit., p. 30. 梅田松「ハ・ク・国權の私密譲り受け」(田園地1・田畠松) | 論述修『外國領  
権圖解之圖説』(豊川市) 田長國密領(私密) | 國一長(領)。

(24) Borchard, Edwin M., The Diplomatic Protection of Citizens Abroad, New York, 1915, pp. 281 ff.

(25) Fatoruos, Arghyris A., op. cit., p. 719.

(26) Borchard, Edwin M., op. cit., p. 284.

(27) Jennings, R. Y., op. cit., p. 165; Schwebel, Stephen M., Speculations on Specific Performance of a Contract Between a State and a Foreign National, Rights and Duties of Private Investors Abroad, New York, 1966, pp. 202-203.

(28) Wadmond, Lowell C., The Sanctity of Contract Between a Sovereign and a Foreign National, Proceedings, Section of Mineral and Natural Resources Law, A. B. A., 1957, p. 182.

(29) Fatoruos, Arghyris A., op. cit., p. 719.

(30) Lipstein, K., The Place of the Calvo Clause in International Law, Brit. Yb. Int'l L., 1945, pp. 130, 134.

(31) Wadmond, Lowell C., op. cit., p. 185. Cf., Dunn, Frederick Sherwood, The Protection of Nationals, 1932, pp. 163-169.

カーネギー、契約上の権利の行使による契約の破棄は必ず本質的(直接責任が発生する)か、契約の破棄は必ず本質的(直接責任が発生する)かたわらの権威があるとする立場(Carlston, Kenneth S., Concession Agreements and Nationalization, 52 Am. J. Int'l L., 1958, p. 261.)。

(32) Jessup, Philip C., op. cit., p. 109; Mann, F. A., State Contracts and International Arbitration, Brit. Yb.

Intl L., 1967, p. 30.

(33) Cf., Jennings, R. Y., op. cit., p. 159. 契約違反の場合に國家が積極的に干渉しないふらうのが期待されたが、十九、二十世紀初期における問題は干涉と自助と密接に関係してて、國家が自国民と外国政府との紛争に干渉すべきか否かの問題は法よりも政策がより重要な問題であった。

(34) Weil, Prosper, op. cit., p. 134. ジュネヴィエーヴーの新し学派によれば、半權國家間の國際協定に適用される *pacta sunt servanda* の原則が國家と外国人との間の譲渡に適用され、その結果、*パリヤシマ*の違反もつむた国有化措置による期限前の破棄はそれ自体本質的に直ちに國際違法行為を構成する (White, Gillian, op. cit., p. 86.)。

(35) Ibid., p. 141.

(36) Wadmond, Lowell C., op. cit., p. 177.

(37) Amerasinghe, Chitharanjan F., op. cit., p. 883.

(38) Cf., Kissam, Leo T. and Leach, Edmond K., *Sovereign Expropriation of Property and Abrogation of Concession Contracts*, 28 Fordham L. Rev., 1959, pp. 177 ff. 植西茂「外國人財産の取扱いと國際法」法學論叢 第六一卷四号 一九五五年、田畠茂一郎「国有化をめぐる國際法上の問題点」(田畠良一・田畠茂一郎監修)『外國資産国有化と國際法』昭和三十九年 日本国際問題研究所、横川新『國際投資法序説—國際法における国有化の研究』昭和四七年 成城大学経済学部参考。

余參照。

(39) Cf., Lissitzyn, Oliver J., *Iranian Oil, Foreign Investments and the Law*, 2 Foreign Affairs Reports, 1953, p. 26. イラン・ペルシヤ・トゥルコ・ペルシヤ社事件 (Anglo-Iranian Oil Co. Case) における英國政府は、外国人に付与されたハンセン・ヤシマの破棄を含む外國人財産の国有化または收用が十分、迅速、実効的補償の規定がなされば國際違法行為であるとして、一九五一年五月一日のイラン石油国有化法中の補償規定が國際法上の要件をみたしておらず、トンダロ。

マトリト、石油会社のローラン・アラムによる協定の破棄が国際法行為である、との主張した (I. C. J. Pleadings, Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran), pp. 100-101, 109).

(42) White, Gillian, op. cit., p. 163.

(43) Kissam, Leo T. and Leach, Edmond K., op. cit., pp. 190-191; Doman, Nicholas R., Recent Developments: New Developments in the Field of Nationalization, 3 New York University Journal of International Law and Politics, 1970, pp. 318-319.

(44) Cf. Metzger, Stanley D., Multilateral Conventions for the Protection of Private Foreign Investment, 9 J. Public L., 1960, p. 142. これで、出光興産石油事件における、東京高裁は、「現在の国際法上確立された原則によれば、国家は外国人の待遇よりよいものと自国民と平等の待遇保護を与へば、かかるのをもつてはいへどもあらかじめ、控訴人主張のよへど、外国人の財産を補償なべしと取用する法律は国際法上無効である」という原則は国際法上未だ確立されたとは言へない」と述べた。高等裁判所民事判例集、第六卷第十一号 国际法。

(45) Cf., Schwarzenberger, Georg, The Abs-Shawcross Draft Convention on Investments Abroad: A Critical Commentary, 9 J. Public L., 1960, pp. 156, 161; Verdross, Alfred, Quasi-International Agreements and International Economic Transactions, Yb. World Aff., 1964, p. 237. イタリの石油国有化の国際的効力に關して、横田喜三郎博士も、補償が現実に支払ひわれる期待がだへ、したがへて補償の要件を欠くことわざればならぬとする、その結果、イランの適用が国際法に違反し、国際法上の不法行為を構成するものである、と主張하였다。横田喜三郎「国有化法の国際的効力」法曹時報 第五卷第八号 昭和二八年 11111-11112頁。

(46) したがへて、本稿においてローラン・アラムの原始的無効 (original invalidity) の問題はその性質上研究対象から除外される。この点、ローラン・アラムの協定がいかなる場合に無効なしと取消しうべき (void or voidable) とされるかは別個の問題である。(1)

問題であるが (Goldberg, T., op. cit., p. 32)、トーラ・ペトロ・石油会社事件において、イギリス政府は一九三三年の  
ローヤル・協定が英國政府の強迫による圧力のみによる締結されたものであるから無効 (invalid) とみなされなければならぬと、主張した (Lissitzyn, Oliver J., op. cit., p. 30.)。このようにして、石油輸出国機構における政治的經濟的状況の変化のみならず有効な契約の基本的要件たる当事者の自由意志 (real and free will) の欠如による無効が、既存の石油ロイヤル・が法的に有効であるか否かが問われなければならぬわけである (Organization of the Petroleum Exporting Countries, From Concession to Contracts, 1965, pp. 1-17.)。たゞ、歴史的事実として、イラクがその北方領土を喪失しないために石油会社とのロイヤル・を締結せざるを得なかつたが、やがてイラク石油ロイヤル・のほうへが英國の委任統治の下で締結されたおつ、英國が由のロイヤル・を付与する資格があつたか否かが問われる (Cf., Zakariya, Hasan S., Impact of Changing Circumstances on the Revision of Petroleum Contracts, 12 Middle East Economic Survey, 1969, p. 14.)。したがつて、前者によれば、独立前のロイヤル・には任意の契約が成立後のロイヤル・から区別され、國家の主権平等原則に基くかない独立前のロイヤル・には取消しへくも（voidable）であるわれど (Jain, Subhash C., Legal 'Dichotomy' of Concessions, 4 Indian J. Int'l L., 1969, pp. 514, 524; idem., Concession Contracts and International Law, 5 Banaras I. J., 1969, p. 129.)。

## II ロイヤル・の破棄と国有化

先に述べたように、伝統的国際法理論において、外国人との契約上の義務に関する国家の単なる不履行が必ずしもそれ自体本質的に国家の国際責任の発生原因のみならぬといふことはほとんどの説とされたが、そのような契約違反から国際責任が当然に発生するといふことの基本的理由は、その契約準拠法が国際法から隔絶された法

体系としての国内法であり、国家はかかる契約の履行に関して国際法上規律されえないところにある。<sup>(1)</sup>つまり、契約の履行が国内法秩序に帰属するところとのコロラリーとして、ある国家行為が適法であるか否かの決定は当該国家の国内法秩序によるのであり、準拠法たる国内法上合法とみなされる行為が国際法の観点から違法とみなされることはありえない。<sup>(2)</sup>したがって、契約違反はある状況においておこなわれるか発生する場合にかぎって国際違法行為を構成する。そこには、国際法上の違法行為たる裁判拒否のように、国家が契約違反とは別個の、少なくとも独立した国際違法行為 (international delict) をおこなった場合にのみ、国際的救済方法が存在するという推定があるとされる。<sup>(3)</sup>たとえば、アンバチヨロス事件 (Ambatielos Case)において、英国政府は、契約違反がそれ自体本質的に国際請求を発生させないとして、アンバチヨロスが英國の国内裁判所において国内的救済を完了し、国際法上認められる明白な裁判拒否 (clear denial of justice) を受けた場合、英國の国家としての國際責任が発生し、ギリシャ政府がアンバチヨロスのために請求を提出する資格を有する、と主張した。<sup>(4)</sup>そして、この狭義における裁判拒否が契約に関する国家の國際責任について最も一般的に主張される違法行為であるが、かかる國際責任の基礎が契約違反にではなく、国際違法行為にあるところとは、契約不履行が決してそれ自体本質的に国際法違反を構成せず、それとは別個の違法行為が國際責任の必要条件として存在しなければならないところへやむにそのような違法行為が契約違反の問題とは別個のものであるところとを意味する。換言すれば、契約に関する國家の國際責任が、それ自体国際違法行為を構成する契約外的要件から発生し、契約責任 (responsabilité contractuelle) は契約外的責任 (responsabilité extracontractuelle) に埋没し、それ自体としては存在しない。しかし

て、このような違法行為は契約関係の内容と関係なく、外国人の地位に関する国際法上の一般原則に則して確定される」となる。<sup>(5)</sup>したがって、コンセッション協定の破棄の場合に発生する国家の国際責任は、国有化国の契約責任ではなく、コンセッション協定の破棄が外国人に対する国家の国際義務の根底にある原則、つまり既得権尊重原則の違反をともなう場合の違法行為責任 (*responsabilité délictuelle*) であることが強調されなければならないと主張される<sup>(6)</sup>。

しかし、反対の立場からは、契約関係についての国際責任の唯一の可能な基礎を違法行為におくことは理解できるが、それは外交的保護制度自体によるものであると反論される。従来、個人が国際法主体として認められず、このような国際法の構造上、国際法において国家と個人との契約から派生する相互の債務 (*reciprocal obligations*) という概念を調整することができなかつた。したがって、個人を保護するためには、保護国という観念を導入することが必要であり、国家対個人の契約義務の領域から国家が他の国家に対して負う一般的義務へと、請求権の一種の変型 (*transformation*) がなされなければならなかつた。<sup>(7)</sup>このようにして、伝統的国際法においては、外交的保護の目的上、国家と個人との契約関係についての紛争が国家間の紛争に変型され、このような変型によって契約外的要素が国家の他の国家に対する責任を発生させるというふうに認識されるようになつた。したがって、国家がいわゆる契約不履行とは別個の違法行為について責任を宣告される場合、かかる国際責任はその違法行為によつて発生するが、しかし、その事実から国際責任発生のために付加的違法行為 (*delict distinct*) が必要であると結論されえない。この付加的違法行為は国家の国際責任の十分条件であつて、必要条件とはみなされない。そして、か

かる違法行為責任に契約を埋没させることは法律上の擬制にすぎず、いわゆる契約上の義務違反と別個の付加的違法行為が国家の国際責任を発生させるとしても、そのような付加的違法行為がなくとも、契約義務の違反を理由としてもその国際責任が発生する。その場合、違法行為は契約外的要件に関係なく、契約上の権利義務の枠内において確定されうる。したがって、国家の国際責任発生の問題は国家行為の有効性と無関係であり、契約不履行が国内法上適法とみなされるとしても、<sup>(8)</sup> 国際法違反を構成しうる。そして、どのような場合に契約不履行が国家の国際責任を発生させるかという問題は適用される国際法規則の内容によるとされる。

それでは、かかる契約違反が国際法において国家の国際責任の新たな原因として認められるか。<sup>(9)</sup> この点、先にも述べたように、伝統的国際法において、国家と外国人との契約関係が国内法によって規定され、したがって、国際責任についてもその論理的帰結として、国家による単なる契約違反がそれ自体当然には国際法違反とみなされないとになるが、しかし、契約準拠法の観点から、そのような契約関係に関する国際責任の発生と帰責性についての伝統的立場は普通の契約関係との関連においてとられたものであり、今日、契約が提起している問題を解決することができないと主張される。<sup>(10)</sup> そして、国家と外国人との契約関係の国際的拘束性を支持するこの立場によれば、国際法原則としての契約遵守 (*pacta sunt servanda*) の原則がこの契約関係に適用されうるか否かを検討することが国際責任の問題解決にとって重要であり、そのような契約遵守原則の適用可能性を確定するために、問題の契約関係が直接国際法に帰属するか否かが検討される。そして、かかる契約関係が国内法に帰属するという定式は狭きに過ぎず、契約当事者がその契約を国際法に付託し、それを国際化 (internationalization) することができる。

とされる。たとえば、契約当事者が契約においてその一部または全体を国際法ないし法の一般原則によって規律する<sup>(1)</sup>ことを明示的もしくは默示的に規定する場合、かかる契約関係の一部ないし全体を国内法から排除する意図が当然そこにみられるとする。そして、契約がそのように国際法ないし法の一般原則によって規律される場合にかぎらず、契約においてその紛争解決が国際仲裁裁判によることが規定される場合においても、契約がいわゆる国際化されるといわれる。かくして国家と外国人との契約関係が国際化される場合、そこでの契約義務が「国際的」性格(*caractère "international"*)を有する義務となり、契約遵守原則が完全に国際法原則として適用される。その結果、契約関係が<sup>(2)</sup>のように国際的な法体系や法原則に委ねられるかぎりにおいて、国家による單なる契約不履行は直接その国際責任を発生させることになる。

このように、国家と外国人との契約関係が直接国際法によって規律される場合、すべての契約義務が国際的性格を有し、その義務違反がすべてそれ自体本質的に、そして直ちに他方の契約当事者たる外国人の本国に対する国家の国際責任を発生させる国際違法行為を構成するとされるが、そこにはこのようなかたちで契約を結ぶ国家が現実に個人にある程度の国際的人格と能力を付与する<sup>(3)</sup>ことが前提とされている。それでは、国家と外国人との契約関係と国家間の条約関係のアナロジーにおいて、契約遵守原則が国際法原則としてそのような契約関係にもひとしく、かつストレートに適用されるか否か。そして、国家と外国人とのそのような契約義務について、国際化された契約が真に国際的性格を有し、その不履行が国家の国際違法行為としての国際責任を発生させるとみる<sup>(4)</sup>ことができるか否かを先ず検討しなければならない。

- (→) Jennings, R. Y., op. cit., p. 164.
- (c) Mann, F. A., op. cit., p. 581.
- (c) Jennings, R. Y., op. cit., pp. 163-164.
- (4) I. C. J. Pleadings, Ambatieols Case (Greece v. United Kingdom), pp. 389-390, 475.
- (15) Weil, Prosper, op. cit., pp. 133, 139-140.
- (6) Fouilloux, Gerard, op. cit., p. 305.
- (7) Jennings, R. Y., op. cit., p. 182. ジのふたな個人の請求から個人の本国の別個の請求への変型は、個人の申立てる違法行為が当該個人の財産の収用等へいたむらむしへ必要とわれ。モント、シナリハグバによれば、法が保護国とう媒介を必要要素とする段階に止じるが、行為の違法行為的形態が必要であるが、今日、違法行為的要素に代わって救済の契約的性質が顕在化する段階に法が発達するとは可能であるとわれ。
- (8) Weil, Prosper, op. cit., p. 143.
- (9) Mann, F. A., op. cit., p. 572.
- (10) Garcia-Amador, F. V., op. cit., pp. 28 ff.
- (11) Mann, F. A., The Law Governing State Contracts, Brit. Yb. Int'l L., 1944, pp. 19-21.
- (12) Garcia-Amador, F. V., op. cit., pp. 26, 29, 31-32. 仲裁条項 (clause compromissoire) じつじつ、後で志ぐる「ふた」それが国内法によつて規律われる場合、国家はその一方行為によつてそれを変更なし破棄できるべし。問題は国際的性質の義務であり、仲裁条項の履行拒絶は直接に国家の国際責任を発生せぬであら (Ibid., p. 31)。ジの点他の学者によれば、契約の紛争解決につれて国際仲裁裁判が規定され、国際法ないし文明国が認めた法の一般原則に則して解決されるといふが契約の趣意にれば、そして、そのように契約が国際法によつて規律われの場合、その契約違反は自動的に

(automatically) は国際法違反を構成するやうなふうだ (Wadmond, Lowell C., op. cit., p. 192.)。

（その上、明示的にも默示的にも国際的性格の法原則に基ねられていない伝統的形態の契約については、その義務は「国内的」性格 (caractère "intérieure") のものであり、個人はかかる契約のすべての法的効果について国内法に服す。）の場合、契約遵守原則はもっぱら国内法原則として適用される。そして、国際責任の発生は契約遵守原則の違反ではなく、契約不履行が国際法に反する作為または不作為から結果あるところの事実に依拠する。しかし、問題は不履行それ自身ではなく、その恣意性 (caractère arbitraire) である (Garcia-Amador, F. V., op. cit., p. 31.)。

### （）一方的破棄と国有化

国家と外国人との契約関係がつねに契約の一方当事者たる国家の国内法に基づき、それ自体本質的に国際法によつて規律されえないといふことは明白であるが、しかし、新しい傾向として、当事者自治の原則から特定国家の國內法以外の法体系ないし法原則が契約準拠法として指定され、先に述べたように、国際法または法の一般原則がそのようなものとして契約の履行を含む紛争に適用される。<sup>(1)</sup> そして、かかる明示的な準拠法指定条項がなくとも、当事者において契約を特定国家の国内法に準拠させる意図が推定されない場合、契約が默示的に国際化されていふとみなされ、条約上の義務と同種のものではないとしても、その契約義務がもっぱら国際法によって規律されるといわれる。<sup>(2)</sup> そして、この契約義務は国際法ならびに法の一般原則において義務的とみなされ、両当事者を拘束する。それは条約法の基本原則たる契約遵守原則が国家間の関係における誠実遵守義務を基盤としていることによるものであり、この誠実の行使 (exercise of good faith) は国家と外国人との契約関係にもかゝらず適用される。<sup>(3)</sup> その結果、契約が国際法もしくは国際法の一法源としての法の一般原則によつて規律される場合、この契約の一方的破

棄は契約遵守、既得権尊重などの基本的原則に反するとみなされることになる。」)のようすに、契約の国際化の主張の動機には、国家と外国人との契約について契約遵守ならびに既得権尊重の原則の適用を確保するという、ほとんど同一の基礎があるといわれる。そして、この契約遵守原則の適用と、国家による事後の対立する国内立法の結果としてありうる契約の合法的改廃の可能性の排除とは、さらに国家が国際違法行為の抗弁としてその国内立法を援用しえないという国際法原則によって補強される。つまり、いかなる国家もその国際義務を制限する目的のために国際法上その国内立法を援用しえないという原則の適用がそこにおいて可能であるとされる。<sup>(5)</sup>

」)のようすに、国際法が契約準拠法として選択される主たる理由が、国際法原則としての契約遵守原則の適用の可能性にあるとされるが、はたしてかかる契約遵守原則が国家と外国人との契約関係にも国際法原則として適用されうるか否か。確かに、契約の履行を国家間の国際義務とする特別条約 (*traité de couverture: umbrella agreement*) が存在する場合、その契約義務はこの特別条約によって国際義務に変型され、契約は不可侵のものとされる。したがつて、国内法上いかに適法であるとしてもすべての契約不履行は直ちに他の契約当事者たる外国人の本国に対する国家の国際責任を発生させる。<sup>(6)</sup> しかし、」)のようすに、国家間の条約によって保護される契約についても、外国人が取得するなんらかの国際的権利の基礎はその条約であり、契約自体がそのような権利の基礎として作用するとはいえない。<sup>(7)</sup> 条約と契約のアナロジーから国際法原則としての契約遵守原則が国家と外国人との契約関係にもひとしく適用されうるという見解によれば、国家は外国人との契約関係においても、国家間の関係におけると同一の国際義務を負い、条約上取得される私的権利 (*droits privés*) の尊重を求める契約遵守原則が国家と外国人

との間に結ばれる契約によって取得される権利にも適用されうる。そして、国家間の条約と同じように、国家と外国人との契約関係に関する国家の国際責任の発生と帰責性は、もっぱらその契約義務の単なる不履行によるとされる。<sup>(8)</sup> その結果、国家は外国人との契約を一方的に変更ないし破棄する権利を否定され、契約違反の国有化またはその他の方法による契約破棄について国際法上責任を負わなければならない。このようにして、国家と外国人との契約が原則として国家間の条約に同質化され、国際法によって規律されるべきであり、条約と契約との間にいかなる相違も存在しないという立場から、国家は条約を履行しなければならないと同じように、外国人との契約を誠実に履行しなければならない。したがつて、国家による外国人との契約上の権利の収用はそれ自体本質的に国際法違反とされ、国有化はかかる契約義務違反の有効な理由とみなされえない。<sup>(10)</sup>

これに対しても、国有化が外国人ないし外国企業に付与されたコンセッション契約から派生する権利を毀損するといふことから、国有化的合法性が論議されるべきではないと反論される。この見解によれば、外国人に対するコンセッションの付与は国家行為 (act of State) であり、国家はそのようなコンセッションの存廢を決定することができる。そして、コンセッションが国家間の国際協定でないかぎりにおいてコンセッションの破棄は国際法違反とみなされえない。この点、アングロ・イラニアン石油会社事件において、英國政府はコンセッション協定を一種の国際条約とみなし、その二重性格 (double character) を強調して、契約遵守原則が問題のコンセッション協定にも適用されると主張した。<sup>(11)</sup> しかし、国際司法裁判所はコンセッション協定が一国政府と外国企業との利権契約 (concessionary contract) であり、国際条約またはこれと同一の性質を有する国際協定と認められえないとして、

コンセッション協定が条約的地位を有するという主張を排除した。<sup>(13)</sup> したがって、たとえコンシソーンが単なる私契約としてではなく、国際的重要性 (portée internationale) を有する協定とみなされうるとしても、それはコンセッションの法的性質のためではなく、他の契約当事者たる外国企業の本国にとって意味を有する政治的重要性の故であり、そのような国際政治的重要性がコンセッション契約の第一次的な法的性質 (nature juridique originale) を変えないのみならず、国家が契約のもとに個人に対し負う義務を契約当事者たる外国人の本国に対する国際義務 (engagement international) に変える効果を有するとは認められない。つまり、コンセッションの政治的性格または経済的重要性がコンセッション契約を法的に統合ないし同質化するとはいえない。<sup>(15)</sup>

外国人にコンセッションを付与する国家の義務がこのようにもともと国際義務であるとみなされえないが、国家は契約においてその準拠法として国際法ないし法の一般原則を指定し、契約が国際協定と同じように解釈されうる」とを受諾しうる。しかし、その」とから、かかる契約義務が国際法秩序に統合され、国際義務に変型 (transformation) されるとはいえない。<sup>(16)</sup> 先に述べたように、コンセッションが国際法規則によつて規律されることが合意されるが、そのことはコンセッション協定の性質をえるものではなく、協定の解釈・適用の基準としての法体系の選択にすぎない。<sup>(17)</sup> やはりに、かかる協定の拘束力 (force obligatoire) の基礎を検討すると、国家と外国人とのコンセッション協定の法的効力が国内法体系にその基礎を有しているのに対して、条約の拘束力は契約遵守という国際法規則に基づいている。<sup>(18)</sup> いのように、国家と外国人との契約が国際協定に同質化されえない以上、たとえ契約準拠法として国際法ないし法の一般原則が選択されるとしても、かかる契約の違反がそれ自体本質的に国際法違反となり国家がそ

れについて契約の他の当事者たる外国人の本国に対しても国際責任を負わなければならない、とみることはできない。

一般国際法上、それでは、国家がその国内法のもとに外国人と締結する契約をつねに尊重する義務があるといえ  
るか。」の点、確かに契約遵守原則は法の一般原則としてあらゆる契約法に基本的であるが、特に国際法と契約準  
拠法という一般問題の文脈においてその特別の意味が問題とされなければならないといわれる。(つまり、契約がそ  
の準拠法の変更によって終了される場合、契約準拠法上契約遵守原則のいかなる違反も存在しないことになるが、

契約遵守原則は)「既得権尊重原則、とりわけその法律不適及の原則に連結され、準拠法上契約違反が存在しな  
いときにおいても、国際法上、準拠法それ自体が国家契約に関する国際法要件の違反とみなされうることが主張され  
る。換言すれば、契約は当然にその準拠法に則して解釈されるが、その準拠法は契約が締結された時点に存在した  
準拠法でなければならない。<sup>(19)</sup> その結果、コンセッションは確定的な私的権利 (vested private right) として国際  
法上違法な干渉に対して保護されるといわれる。たとえば、一九五八年、アラムコ (Arabian American Oil Com-  
pany (Aramco)) 仲裁裁判において、裁判所は、国家がその主権の行使により、コンセッション規定に拘束さ  
れ、コンセッションの他の当事者に対して取消しえれる権利 (irretractable rights) を付与する」とをやまたげら  
れえないとして、そのような権利は既得権 (acquired rights) の性格を有すると判示した。そして、裁判所によれば、  
新しいコンセッション契約ないし制定法によって部分的にしろコンセッションが破棄される場合、かかる破棄は新  
契約による既得権の明白な侵害、または新法律による法律不適及の原則の違反を構成する。というのは、特別法は  
一般法を排すという法謬が示すように、立法者が明示的に事後の制定法に適及的効力を付与しないかぎり、先行の

特別の制定法によつて取得される法的事態は事後の制定法によつて破棄されえない」とによる。その結果、国家はコンセッションの一方的破棄に関して責任を負わなければならない。<sup>(21)</sup>このようにして、裁判所はコンセッションによつて外国人が合法的に取得した権利に関して、国家がかかる契約に干渉する権限を喪失し、その立法権限を制限されると判示しているが、裁判所自身かかる原則に対する唯一の例外としての公序・公益(public policy)上の原則に言及しており、そのかぎりにおいて契約および私的取引の自由はこの原理に基づき法律によつて制限されうるといわなければならない。<sup>(22)</sup>この点、アングロ・イラン石油会社事件において、英國政府が、コンセッションのものに取得される確定的権利(vested right)が国際法上補償を条件として付与国の主権的権限の行使によつて終了されうるという主張について、国家が一方的終了に関する権利を明示的に放棄する条項を含まないコンセッションについては合法的国有化(lawful nationalisation)によつて終了されうるという黙示的条項(implied term)が存在するかもしれないとして、コンセッションの不確定性を否認していないことが注目されなければならない。このように、既得権理論それ自体に適用除外が認められ、すべての権利が保護されるとはいえない。換言すれば、契約準拠法がいわば契約締結時に凍結されるとはいえない。契約準拠法の変更、公共の安全(public security)や公衆衛生(public health)を確保するための国家行為によつて契約が変更されるとしても、それが当然に国際違法行為を構成するとはいえない。そして、国家が事後の規制行為によつて他の契約当事者の権利を適法に変更することができる<sup>(23)</sup>ことは歴史的に既得権理論的一面であるとされる。したがつて、国家によるコンセッションの一方的破棄が国家の権利ならびに権限の問題であることになる。

さらに、国際化された契約が定義上国内法の適用を排除されるとして、国際的実行における契約の国際化がまさにこの国内立法の改廃を排除することにあるといわれるよう<sup>(26)</sup>に、国家がその立法権限の行使として外国人の既存の契約上の権利義務に干渉する場合、この種の契約違反が国際法上特別の地位を認められなければならないと主張され<sup>(27)</sup>る。いのように、国内立法の変更の効果の問題は学説上特に論議されてきている。しかし、学説は統一を欠き、学者によつては、契約がその当事者たる国家の国内法に準拠する場合、その後の国内法の変更が適用され、かかる変更は国際法上違法行為とみなされないと主張されるが、他方、反対の立場からは、契約違反となるすべての立法上の変更はそれ自体締結された約束 (engagement) を尊重する国際義務の違反とみなされる<sup>(28)</sup>。この後者の見解によれば、国家がその主権の行使として立法によって契約上の権利義務を変更する場合、そのような契約違反は直接国際法違反をともなうとされるが、それは、契約の単なる不履行と異なつて、国家がその立法権の行使によつて既存の権利義務体系を変更する権限に訴え、契約当事者としてではなく立法者の資格において行為していることによる。そして、かかる立法の効果は救済を求める権利を含むすべての権利義務を剥奪し、その結果、立法的契約違反は収用の補償に関する国内的権利の立法的剝奪とみなされる。したがつて、収用に関する国際法上の要件をみた<sup>(29)</sup>ない場合、立法行為による契約違反はそのこと自体において国際法違反であるとされる。しかしこのよう<sup>(29)</sup>に、この立場においても、契約上の権利を変更する立法行為は一応 (prima facie) 国際法違反を構成するとしても、それが自体本質的に国際法違反であるとはみなされえない。

この点、たとえば、一九一九年、国際連盟の国際法典編纂会議のための準備委員会は、国家が付与ないし締結し

た民族や人々によっては契約の履行と同立しだし、一般的性格の法律を制定する場合、国家が国際法上責任を負ふか否かなどの状況により<sup>(39)</sup> みると、より多くは適用せざるに至る。

- (一) Schwarzenberger, Georg, op. cit., p. 155; idem., The Protection of British Property Abroad, 5 Current L. Prob., 1952, p. 312. Cf., Garcia-Amador, F. V., op. cit., p. 26.
- (二) Garcia-Amador, F. V., op. cit., pp. 28 ff. Cf., Reuter, Paul, Droit international public, 1976, pp. 250 et suiv.; Cattan, Henry, The Law of Oil Concessions in the Middle East and North Africa, New York, 1967, pp. 60 ff.
- 土井輝生「石油民族化と契約における国際私法問題」昭和田松 第四(一巻第1・11号 1977年 11月刊) 参照。
- (三) Mann, F. A., op. cit., pp. 19 ff; Brandon, Michael, Legal Deterrents and Incentives to Private Foreign Investments, 43 Transact. Grot. Soc'y, 1957, p. 55.
- (四) Brandon, Michael, op. cit., pp. 54-55. Cf., Wadmond, Lowell, C., op. cit., p. 178. 国際法上、国家が契約遵守の義務の履行による義務を誠実に履行する義務のあることは普通認められてゐるが、國家が他の国家との特別の契約の条項を履行する際の合意による適用である (Kissam, Leo T. and Leach, Edmond K., op. cit., p. 207.)。
- (五) Cf., Suratgar, David, Considerations Affecting Choice of Law Clauses in Contracts Between Governments and Foreign Nationals, 2 Indian J. Int'l L., 1962, p. 305. 彼によれば、国家が国際的性格を有する協定の多くは受諾した義務を逸脱するため、その立法権限を行使しなければならない他の国家に対しても誓約の履行による一般的合意が存在するが、この協定が外国人または外国企業との協定である場合においては、その効果がえども、それが主張されたならば疑惑で
- 民族化 (1)

ある。但し、<sup>アヘン</sup>の見解によれば、国際法原則としてしかるべき国家やその国際義務を制限するための申立ての方法を主張しなだらかにすべきの原則は国内法体系に帰属する義務に無関係である。(Mann, F. A., op. cit., pp. 581-582.)<sup>アヘン</sup>の  
意見の如き、薄田淳造「石油紛争解決と国際法」海外事情 第111卷第1号 一九七四年 九月三十日参照。

(e) Weil, Prosper, op. cit., p. 130. Cf., Paul Reuter, op. cit., p. 250. ハーバード教授によるべきもの解决策は例外的であつて、製油当事者たる國家によるものの經濟的獨立のへど重大な犠牲をおこなはなければならぬ。だが、日本草1「国際法と国際紛争」ハーバード 国1号 昭和19年10月以下参照。

(f) White, Gillian, op. cit., p. 90.

(g) Garcia-Amador, F. V., op. cit., p. 24; idem., State Responsibility in the Light of the New Trends of International Law, 49 Am. J. Int'l L., 1955, p. 345. Cf., Wehberg, Hans, Pacta Sunt Servanda, 53 Am. J. Int'l L., 1955, pp. 775 ff; Lalive, Jean-Flavien, op. cit., pp. 440 ff.

(h) Kissam, Leo T. and Leach, Edmond K., op. cit., p. 209.

(i) Report of the Committee on Nationalization of Property: A Response by the Committee on the Nationalization of Property of the American Branch to the Questionnaire of the International Committee on Nationalization, Selected Readings on Protection by Law of Private Foreign Investments, 1964, p. 30.

(j) Soviet Association of International Law, Memorandum on the Question of Nationalisation of Foreign-Owned Property, International Law Association Report, 1963, p. 105; Cf., Sapozhnikov, V. I., Neocolonialistic Doctrines of International Protection of Foreign Concessions, Soviet Yb. Int'l L., 1966/67, pp. 98-99.

(k) I. C. J. Pleadings, op. cit., pp. 74 ff. 英国政府によるべきものとしての協定は、イギリス・イタリア・石油会社による政府との輸送契約、即ち、<sup>アヘン</sup>の協定の規定を遵守する所であるが、英國が英國政府の立場から輸送契約の内容が英國政府の立場から輸送契約の内容が英國政府の立場から

の間にあり、両国間に国際法上の義務を設定する默示的合意の実質をも包含している。

- (13) Anglo-Iranian Oil Co. Case (Jurisdiction), Judgment of July 22nd, 1952; I. C. J. Reports 1952, p. 112. セレド、  
国際司法裁判所は、かかる契約の争いに於てイランノ政府がアングロ・イリヤン石油会社に対して主張しならざる権利を英國政府に対して主張しえない、また会社に対して遵守しなければならぬかなる義務も英國政府に対して遵守するに要請されねば、と判示した。

（14） 基づ、アングロ・イリヤン石油会社は出光興産株式会社がイラン國營石油会社から買受け輸入した石油の所有権をめぐり、引渡請求訴訟を目的とした仮処分を東京地方裁判所に申請したが、裁判所は国際司法裁判所の多数意見に言及し、  
ノハヤシノハ協約をもって国際条約またはこれと同一性質を有する国際面の協定といひふはだある。むしろ一國政府と  
一外国会社との間に締結された石油採掘権に関する私契約と認むべきであらと判示してある。下級裁判所民事判例集 第四  
卷 七五九頁、高等裁判所民事判例集 第六卷 七一回頁 参照。

(15) Ibid., pp. 152-153. 学術上もいへば、國家と外国人との契約が国家間の条約に同質化するとは明るかにやがなゝが、  
やの趣旨が國際的性格 (international character) のや體みだらへる點もあらわれども (Schwebel,  
Stephen M., International Protection of Contractual Arrangements, Proceedings Am. Soc. Int'l L., 1959, pp. 266-  
267.)

(16) Fouilloux, Gerard, op. cit., p. 290; Jain, Subhash C., op. cit., p. 114.

(17) Wengler, Wilhelm, Les accords entre Etats et entreprises étrangères sont-ils des traités de droit international?,  
76 Rev. Gén. D. Int'l Pub., 1972, pp. 319-320.

(18) White, Gillian, op. cit., p. 88.

（19） De Visscher, Paul, Les aspects juridiques fondamentaux de la question de Suez, 62 Rev. Gén. D. Int'l Pub.,  
pp. 122-123, 126-127 参照。

1958, p. 436.

(21) Jennings, R. Y., op. cit., p. 176. ルシル・ロスィンガ・ヒュッセイ (Losinger & Co.) 事件において、ベイバ政府は契約遵守原則が国家間に適用されるべき協定の根柢から、國家と外国人との間で結ばれる協定による適用されねどりしに、國家がその国内私法および公法上の法規によつて契約義務を有効に免除されねど、國家によつて承受けられた義務の有効性はかかる義務が発生した時点に有効であつた立法によつて解釈されなければならぬ、と主張した (P. C. I. J., Series C. No. 78, p. 32.)。

(22) Schwarzenberger, Georg, op. cit., p. 312; Hyde, James N., op. cit., pp. 315-316.

(23) Cf., 27 Int'l L. Reports, 1963, p. 168.

(24) Njenga, Frank X., The Legal Regime of Concession Agreements, 3 East African L. J., 1967, p. 107. ベーハヤン  
ニジンガは國家が他の国々に対して國際義務を制限しならざる國際法規則は適用されねど、契約はその時々の法律に  
服するべしと、國家はその取用権 (eminent domain) やまたは警察権限 (police power) の行使として公益のためにその義  
務を変更する権限を保持する。しかし、彼によれば、この権限は國家間の条約によるもの喪失される。

(25) I. C. J. Reports, op. cit., pp. 87-89.

(26) Jennings, R. Y., op. cit., pp. 175-176.

(27) Hyde, James N., op. cit., pp. 322-323. ルシル・ヒュッセイは、外人の確定的権利を侵害する法律の制定と闘つて、國家が國際法  
上責任を負ふかどうかの問題上解はれず (Cf., League of Nations, Bases of Discussion: Responsibility  
of States for Damage Caused in their Territory to the Person or Property of Foreigners (V. Questions Juridiques  
1929. V. 3.), 1929, Genève, pp. 33-37.) が、専門家によれば、確定的権利の絶対的保護が國際法または自然法上の指  
戰すべきの原則であつて、裁判によって当事者の一方に偏つて主張されねども、現代國際社会における政

「總務の法理」  
得權の法理」  
（26） Weil, Prosper, op. cit., p. 226; Lalivie, Jean-Flavien, Unilateral Alteration or Abrogation by Either Party to a Contract Between a State and a Foreign National, Rights and Duties of Private Investors Abroad, New York, 1965, p. 272. ジュル・ド・ヤクルト・ア・ラ・ナショナルが国際法上準據される場合、かかわらずヤクルト・ア・ラ・ナショナルの本国の国内法上の事後の変更によって影響されるべきである、当事国の国家機関によるかたわらの干涉の問題となる（Schwarzenberger, Georg, op. cit., p. 315.）。

(27) Amerasinghe, Chittaranjan F., State Responsibility for Injuries to Aliens, London, 1967, p. 100.

(28) Mann, F. A., op. cit., p. 581; Louis B. Sohn and R. R. Baxter, Responsibility of States for Injuries to the Economic Interests of Aliens, 55 Am. J. Int'l L., 1961, pp. 567, 571-572.

(29) Amerasinghe, Chittaranjan F., op. cit., pp. 100-101. ジュル・ド・ヤクルトの概念には国内法上立法的性格を有する行政措置がなされねばならないが、国際法上、主権的権限の行使が立法によるか他の方法によるかは重要でない。されば、(Weil, Prosper, op. cit., p. 227.) カール・ペーレンブルクは契約上の権利の善意の行使としての契約の終了は jure gestionis の行為じみたるが、その場合、国内的救済原則と裁判拒否の要件が適用され、それ自体本質的に国際責任が発生する。したがつて、契約が主権的権限の行使として終つたる場合、かかる終了行為は国際法上の jure imperii の行為である、ハヤシハシの他の当事者たる外国人の本国に対する権利侵害について国際責任が直接的に発生する (Carlston, Kenneth

S., op. cit., pp. 260, 267.)。やがて、主権的権限の行使としての終了として立法によるコンセッションの終了が挙げられるが、この場合、国内裁判所に提訴する事が無益である。裁判所がかかる終了行為の国際法上の有効性の審理を排除される場合、コンセッション契約の他の当事者である外国人の本国の権利の侵害が発生するとされる。

(30) League of Nations, op. cit., p. 33. 学者によつては、立法措置が契約に直接関連する場合と間接的にしか関連しない場合とが区別され、関税の一般的引上げなどのような立法措置による間接的侵害については、国家は国内立法を制定する主権的権限を有しており、いかなる原則によつても法律が契約の締結時に凍結されえないといわれる。つまり、契約当事者は契約締結時の法律の維持について既得権を有しない。もひとつ、この原則にも例外が認められ、国内立法の変更が差別的であつたり、あるいは後述するように、契約上の債務の本質的部分に関する侵害となるような場合、かかる立法行為は国内法上適法であつても、国家の国際責任を発生させるとされる。(Weil, Prosper, op. cit., pp. 228-229.)。

## (二) 制限条項と国有化

先に述べたアングロ・イラニアン石油会社事件において、英國政府は、国際法に則しておこなわれる国有化を目的としたコンセッションの破棄が国内法上一応契約違反を構成するとしても、一定の条件がみたされた場合必ずしも国際法上違法ではなく、普通、コンセッションが合法的な国有化によって適法に終了されるるところのことを否認していない。<sup>(1)</sup>このように、国家がその立法措置によってコンセッションを国有化する事は主権の合法的な行使として一般に承認されているといえる。しかし、国家が外国人に対してコンセッションを付与し、それを収用しないと明示的ないし默示的に約した場合、コンセッション破棄の合法性は国家による国有化の合法性を規律する同一原則によつて規律されるといえるか。換言すれば、国家がその領域内における財産を国有化する権利には、コンセッシ

コンセッションにおいて明示的ないし默示的に国有化しないことを約した財産を国有化する権利が含まれるか否か。

コンセッションの一方的破棄が一定の条件のもとにおこなわれる場合、国際法上必ずしも違法ではなく、事実コンセッションが合法的な国有化によって適法に終了されうるというとの結果、コンセッションを一方的に終了しないという明示的約束が最大限の政府保証として要求される。そして、そのような規定の挿入は国家がコンセッションにおいて外国人の権利を変更ないし終了しないという明示的義務を挿入する最近の慣行と一致するといわれる。

特に第二次世界大戦後、多くの国家において外国人財産が国有化され、いわゆる迅速、十分、実効的補償がかかる国家行為の合法性の要件とみなされえないという学説上の動向に対応して、国家がその主権的権限の行使としてコンセッションを破棄する一方的権利を保留していくことを否定し、国家が一定期間国有化したり、契約当事者の財産権を侵害・剥奪したりすることを明示的に禁止するといった制限条項(*restrictive clause*)が重要な保証措置として挿入される。<sup>(2)</sup>そして、この制限条項は免除条項(*exemption clause*)なし安定条項(*clause de stabilisation; stability clause*)ともいわれるが、この制限は明示的に約われるのみならず、国家が契約上の権利義務を当事者間の合意によってのみ変更しうるという義務を負う場合、默示的にもなされうる。<sup>(3)</sup>かかる制限条項の挿入は国有化ならびに収用という危険に対する強迫観念から、これまで以上に頻繁に現われるであろうといわれる。<sup>(4)</sup>このことから学者によれば、公益のために外国人財産を含む自國領域内の財産を国有化する権利は国家と外国人との契約によつても有効に制限されうると主張される。それでは、この条項はいかなる効力を有すると考えられるか。つまり、国際法上、国家はそのような明示的ないし默示的制限条項に絶対的に拘束されるか否か。

これまで、かかる規定の効力について、国際裁判所において審理されたことはない。しかし、アングロ・イラン石油会社事件において、iranの石油国有化措置の違法行為の法的根拠として、英國政府は、いわゆる補償の不十分性と必要性の欠如のみならず、一方的行為 (*unilateral action*) によってコンセッションを終了しないというiran政府の契約義務と国有化措置との非両立性 (*incompatibility*) を強調して、<sup>(6)</sup> アングロ・イラン石油会社の確定的権利を剥奪したiran石油国有化法によるコンセッションの一方的破棄がiran政府のかかる明示的義務に違反し、国際法に違反する、と主張した。<sup>(7)</sup> 事実、iran政府が一九三三年アングロ・イラン石油会社との間に締結したコンセッション協約第二十一条において、コンセッションが一定の期間付与され、それがiran政府によって破棄されねば、それに含まれる約定がiran政府の将来の一般的または特別の立法措置ないし行政措置によって変更されえない旨規定されていたが、英國政府の主張によれば、コンセッションを一方的に終了しないというこの明示的義務は、契約が通常合法的国有化によって終了されるという状況に対応するものであり、契約破棄が合法とされる状況を含むすべての状況において契約破棄を違法化する効力を有する。<sup>(8)</sup> 換言すれば、普通、コンセッションの国有化が一定の条件、とりわけ十分な補償の支払いを条件として合法とされるが、コンセッションを一方的に終了しないという明示的義務を含むコンセッションの国有化は違法行為とみなされなければならない。英國政府によれば、普通のコンセッションと、国家が一方的に破棄する権利を明示的に放棄したコンセッションとの間に基本的な区別がなされなければならない。つまり、国家のこの主権的権限の行使を制限している他の国際法規則が侵害されないかぎり、コンセッションによって外国人が取得した確定的権利が付与国の立法ならびに行政権限の行使

によつて終了されうるが、コンセッショնを立法ならびにその他の行政行為によつて終了することが契約において排除され、他の契約当事者によつて正式に受諾された場合、事態は法のみならず誠実の面においてもまったく異なる。国家が一方的に終了する権利を明示的に放棄した条項を含むコンセッションの一方的破棄と、かかる条項を含まないコンセッションの一方的破棄との区別は单なる程度の問題ではない。そして、このような一方的破棄を禁止する明示的条項を含むコンセッションの国有化と、かかる条項を有しないコンセッションの国有化との違いは、国内法上はともかく国際法の分野において実質的かつ決定的な違いであるとされる。<sup>(9)</sup> このような英國政府の主張に対して、イラン政府は、コンセッション協約が国有化の結果消滅したとして、アングロ・イラン石油会社と結ばれた契約が国有化の結果死文化しており、仲裁裁判を規定した第二十二条とともにコンセッション協約第二十一條が他のすべての条項と同様存在していないと反論した。<sup>(10)</sup>

しかし、国際司法裁判所は裁判管轄権を否認し、かかる制限条項の効力について直接ふれることはなかつた。そして、学説上また、国家と外国人との契約中のかかる制限条項が一方の契約当事者たる国家を絶対的に拘束するという立場と、それ自体契約的性格しか有しないという立場とに見解は対立している。前者の見解によれば、他方の契約当事者の権利義務にふれないという国家義務にすべての効力を否定することは認められない。国家がその主権的権限の行使にいかなる影響も受けないという確信のもとにかかる制限条項を受諾する場合、国家は明らかに誠実の基本的義務に違反する。制限条項が契約以上の効力を有しないということは言葉の遊びにすぎない。かかる制限条項は仲裁条項と同じく契約上の債務の本質的部分に属するものであり、多くの場合契約当事者はかかる制限条項

を考慮して契約を受諾し、そこに明白な期待を有している。そして、このような制限条項の挿入が要求されるのは、国家の主権的権限の行使の場合に契約当事者が補償請求権以上の保護を与えられるということにある。<sup>(1)</sup> これに対し、反対の立場からは、制限条項はそれ自体契約的性格しか有せず、契約以上の効力をもつて国家を拘束するとはいえないとされる。それは契約の他の条項と同様に国家の主権的権限に服する。したがって、この見解によれば、かかる制限条項はいかなる法的価値も効力も有しない。<sup>(12)</sup> あるいは少なくとも、制限条項を含む契約と含まない契約との間に区別を設ける理由が存在しない。というのは、国家は立法者の主権的権利を譲渡しえず、その使命に固有の特権を有効に放棄することができない。国家がその公共福祉と公共利益のために一方的行為をとる主権者としての特権のこの不可譲渡性 (inalienability) はほとんどの国内法体系において認められており、したがって、国家の一方的行為による契約の変更なしに干渉が契約上の制限条項によってさまたげられたり、違法化されたりされえない。<sup>(13)</sup>

さて、一般国際法において、国家が他の国家との条約においてその主権を制限し、かつ条約に違反して主権を行使する場合、国家がその違法行為について責任を負わなければならないことは確立した国際法原則として承認されている。したがって、外国人財産の国有化に関する条約上の制限の法的効力についても学説上争いは存在しない。その場合、国有化禁止の単なる違反は国家の国際義務の違反として国家の国際責任を発生させる。<sup>(14)</sup> しかし、国家と外国人との契約に含まれるかかる制限の国際的インパクトについて学説上見解は対立しており、かかる権威も存在しない。アングロ・イラニアン石油会社事件において、英国政府は、契約の一方的破棄を目的としてその立法権限

を行使しない旨国家が与えた特別の義務が国家の将来の立法行為を拘束しえないという見解にはいかなる根拠も存在しないと主張した。この見解によれば、国際法上の問題として国家が条約を締結それによってかかる制限を受諾した場合、外国人の処遇に関すると否とにかかわらず締約国の立法上の自由（legislative freedom）はその範囲において（*pro tanto*）制限される。このことは国家の立法上の自由を制限する明示的条項を含む外国人との契約についても妥当する。そして、国内裁判所は外国人との契約に違反する立法を適用しなければならないが、かかる状況はその立法が国際的に違法であり国家の国際責任を発生させるという原則に決して影響を与えるものではない。<sup>(15)</sup> このようにして学説においても、国家が外国人との契約においてその主権的権限の行使を有効に放棄しえないという主張は国家の国内法に関して正しいとしても、国際法に影響を与えるものではないとして、条約によってなしうると同様に、国家は契約によってその特権の一部を制限することができると主張される。<sup>(16)</sup> あるいは、国家が不特定期間将来の立法上の自由を制限しえないとしても、少なくとも特定の期間かかる義務に拘束されることを国家に禁ずるいかる原則も権威も存在しないとされる。そして、国家が外国人たる契約当事者に約した義務に違反する場合、かかる違反行為は国家の領域内において国内的に有効であるとしても、国際的には外国人本国の干渉の十分な根拠となりうるとして、このように国家が外国人との契約を変更ないし破棄しない旨有効に約しうるという理解には実質的支持があるのみならず、判例においてもかかる制限条項の有効性の原則が承認されているといわれる。<sup>(18)</sup> 事実、先に述べたアラムコ仲裁裁判において、仲裁裁判所は国家がその領域内において主権者としてコンセッションを期限前に破棄することを禁ずる権利を付与する権能を有し、かつその主権の行使においてコンセッションに拘

束され、契約当事者に取消しべきある権利を付与やめることを認めなければならないと判示し、サウジアラビア政府の主張する主権の抗弁 (plea of sovereignty) を排斥した。<sup>(19)</sup>

しかし、そこにおいても公序・公益 (public policy) に関する諸原則が例外とされていながら、国内法において国家が公益 (public interest) のために私的当事者との契約を変更ないし破棄する潜在的権限 (residuary power) を有する」とは一般的に承認されている。そして、<sup>(20)</sup> 国際法においても公共目的のための国有化の権利は主権の本質的属性たる国家の権利として一般に認められてくるところである。しかし、先にも述べたように、英國政府がアンゴロ・イラニアン石油会社事件において国家がその立法行為の権限を明示的に放棄した場合、一定期間付与されたコンセッションを国有化によって破棄することは国際法違反をともなうと主張したように、学者によつては、国家がこの国有化の権利を国家間の条約のみならず外国人との契約によつても制限することができ、そのように任意に結ばれた契約義務に反する国有化は本来的に違法であり、<sup>(21)</sup> 国際法違反であるとされる。つまり、国家が任意に引き受けた契約義務はその条約上の義務に劣らず国家を拘束し、外国人財産の国有化についての制限が条約によると外国人との契約上の明示的、黙示的義務によるとにかくらず国際法上尊重されなければならない。<sup>(22)</sup> したがつて、国有化がたとえ一般利益を目的としていても、契約を変更ないし破棄するためにその主権的権限を行使しないという契約義務に反する場合、国有化は違法とされる。<sup>(23)</sup> しかし、このような見解に對して反対の立場からは、領域内にある財産を国有化する国家の権利は国際法上一般的に承認されており、そのような国有化は条約規定によつて禁止されていなかぎり国家権限の合法的行使とみなされると主張される。たとえば、常設国際司法裁判所がホルジヨ工場

事件 (Chorzow Factory Case)において条約の直接的違反を理由として国有化行為を違法と判示したが、この見解によれば、国有化の合法性は国有化が条約によって禁止されていなければならないことを条件として、この原則はそのような条約上の禁止のみに妥当し、私契約つまり国有化国と国有化される会社との間に締結された契約において明示的ないし默示的に含まれる同種の禁止に関する妥当しないといふことが強調されなければならない。<sup>(24)</sup>

この点、一九五一年国際法学会 (Institut de Droit International) において、国有化の国際的効力との関連で討議されたが、学者の意見は対立し分れていた。報告書ラ・プラデル教授 (de La Pradelle) は、コンセッシュン協定が特定国家の国内法のもとに締結される場合においても、かかるコンセッシュン協定のもとに取得されるすべくの権利が他の外国人財産以上に保護されなければならないということから、国際義務 (engagements internationaux) に反する国有化を禁止することが重要であり、したがって国家間の義務 (engagements interétatiques) のみならず国家が私人に対して約した義務にもひとしく保護が与えられるべきであるとして、国有化国は他の国家または外国人に対し国有化しない旨有効または任意に約した、明示的ないし默示的義務を尊重しなければならないという決議文を提案した。<sup>(25)</sup> しかし、その討議過程において、特に、国内法のもとに締結される契約は他の外国人財産と同じく当該国家の国内法に服するということが強調され、結局、国家が外国人に対して明示的ないし默示的に国有化しない旨約した義務を尊重しなければならないという部分は賛成一〇〇、反対一六、棄権二二で否決された。<sup>(26)</sup> このことは国家が外国人と結ぶコンセッシュン契約上の義務が国際義務とはみなされないと示しており、伝統的国際法ならびに国際的実行と一致するものである。このようにみると、国家が公益のため本国領域内に

において財産を国有化したが、一般に承認されねどおり、かかる国有化の合法性ば、国有化が契約上の権利、たゞ  
えば国有化国が外国人または外国企業に付与したロ・セッショ・ンを毀損するところの事実によつて変更されねば  
ならぬ。

- (一) I. C. J. Pleadings, op. cit., pp. 88-89. ルイ・ギルス、落合淳隆「石油ロ・セッショ・ンと破棄と国際法」、  
国家間の国際条約と同質化されねども、ロ・セッショ・ンが国際法に則しておらねば合法的国有化によつて破棄され  
ぬべきだ。
- (二) Wetter, J. Gillis, op. cit., pp. 977-978. たゞ、落合淳隆「石油ロ・セッショ・ンと破棄と国際法」、海外事情 第11十  
二集 一九七四年 115頁以下参照。
- (三) Mann, F. A., op. cit., p. 587; Weil, Prosper, op. cit., pp. 229 et suiv.; Geiger, Rainer, op. cit., p. 77.
- (四) Verdross, Alfred, Protection of Private Property under Quasi-International Agreements, Ned. Tij. Int'l L.,  
1959, p. 362. ルイ・ギルスによれば、ロ・セッショ・ンは、契約の内容が明確でない場合にあら  
べて、やむを得ず一方的制限条項が認められる場合にあら  
べて、やむを得ず一方的破棄は認められない。
- (五) White, Gillian, op. cit., p. 175.
- (六) Lissitzyn, Oliver J., op. cit., p. 28.
- (七) I. C. J. Pleadings, op. cit., p. 86.

出光興産石油事件におよんで、トマス・エリート・石油会社はイランの石油国有化法がロ・セッショ・ン協約第1111条  
11項に違反した立法であるかの無効であると主張した。この点について、裁判所は、イランが一方的に協約を破棄し会社の  
協約上の権利を取用しないことが規定されており、国有化法による取用行為が一応該条項に違反した行為と認められる

が、協約が実質上私契約である以上、かかる破棄による契約違反、ないし不法行為の責任を負うことに至るとしても、国内法上の私権を国内法たる国有化法によつて収用することは可能であり、その効力が妨げられるものではなく、したがつて石油国有化法そのものが無効であるとは解し難い、と判示した。下級裁判所民事判例集 第四巻 七六五頁、高等裁判所民事判例集 第六巻 七一七頁参照。

(8) Ibid., p. 89.

(9) Ibid., pp. 87-88, 513.

(10) Ibid., p. 288.

(11) Weil, Prosper, op. cit., pp. 233-234. Cf., De Visser, Paul, op. cit., p. 439; Jennings, R. Y., op. cit., p. 177.

たゞベゼル・ポール・ム・ヴィラシヤーはトングロ・イラン石油会社事件において英國政府が主張した区別に言及し、かかる区別はコノセッショノ中の一條項がコノセッショノの維持に対する絶対的権利 (droit absolu) ではなく一種の合法的期待権 (espérance légitime) を契約当事者に与えるにすぎないことから、コノセッショノに關する一般的な状態を反映してしまつてゐる。しかし、彼によれば、反対の明示的条項の場合事態は異なる。かかる明示的条項は主権の不可譲渡性 (inaliénabilité) ハレハ純粹に国内的原則によつて國際的にやきださうれないと。

(12) Fouilloux, Gerard, op. cit., p. 303. 彼によれば、コノセッショノ契約の明示的条項が国有化を禁止しているとか、国有化を違法化するとか主張するにいはば、この条項が特殊な拘束力を有するのみなすことになるが、實際において、かかる明示的条項は法的に國家と外国人との間の契約にすぎない。したがつて、かかる条項は国内法に準拠するコノセッショノ契約以上の効力があるべく国有化の合法性に对抗せらるねえなど。

(13) Mann, F. A., op. cit., p. 587; Geiger, Rainer, op. cit., p. 103. ヤハは契約準拠法の觀点からアングロ・イランアバ石油会社事件に加えシテ、ヨーロッパ・セントラルがイランの国内法によつて規律われたなどば、その破棄は準拠法上相

ニハヤシナハヘル國有化 (1)

効である。したがって明示的免除条項の場合のものな免除条項を除めたら、本法の範囲に外れる相違は存在しない。

(14) Garcia-Amador, F. V., op. cit., pp. 24-25. Cf., White Gillian, op. cit., pp. 89-90; Schwarzenberger, Georg, op. cit., p. 154.

(15) I. C. J. Pleadings, op. cit., pp. 89-90.

(16) Weil, Prosper, op. cit., p. 234. ジュゼッペ・トマソ・ルベーノ 国家が契約当事者であるに拘らず、主権的権限の行使について自由を拘束する資格を有しない場合にのみ妥当であるが、そのような資格を欠く主権的権限は考えられないとしている (Verdross, Alfred., op. cit., p. 361)。やがてホーリー・チャーチの解説は政策的見解や規則によって、やがては主権の重要な部分であるとの同じ制限の実行の発展を認めようとしている。この解説は政策的見解や規則によって、やがては主権の実効性を否定するのではなく、たゞ主権的制限的意図を確保しなければならないだけである。

of Foreign Investment, Proceedings Am. Soc. Int'l L., 1963, pp. 139-140.)

(17) White, Gillian, op. cit., p. 178. ハリドゼ・トマソ・ルベーノ事件 (Radio Corporation of America Case) における仲裁委員会の決定は顧及せば、国際法主体たる他の外国人または外国企業に対して国家が本邦政府が負った義務については、國家がかかる義務に拘束されるべき認識や、その義務を負うべきだとの見解がある。

(18) Weil, Prosper, op. cit., p. 234.

(19) Int'l L. Reports, op. cit., p. 168. ジュゼッペ・ルベーノによれば、契約当事者たる国家が契約を自由に変更なしに破棄することができる考え方には、国際取引の発展に重大な障害をもたらすものであり、主権の抗弁の主張は無益であり、かつ反動的見解に程近いものである (Lalive, Jean-Flavien, op. cit., p. 279.)。

しかし、他方、学者によれば、かかる取扱いがされる権利は「商業的協定」が国際法または同種の法体系によって規定された場合との両者である。即ち國家の国内法によって規律される場合に必要とされる（Verdross, Alfred, op. cit., p. 244.）。

- (28) Friedmann, Wolfgang G., Social Conflict and the Protection of Foreign Investment, Proceedings Am. Soc. Int'l L., 1963, p. 129. もう一方で、現代行政法体系において、国家があらざる本質的に政治的なものと国際的な事態のあたるや不測の変化を理由として既存の契約上の権限（シームレス）に干渉するためには、その権限を主張しないとやれまい。
- 一方で、米国の国内法に觸及して、より直接一般利益のために規制する国家の権限が優越しし、明示的な権利付与（express grant）による譲渡されえないところとが確立してくることとなる。彼によれば、事実、国際法においても新立法からの明示的免除は過剰であり、かかる免除は国家の警察権能（police power）を排除しないし排除すべきではない。
- 一方で、国家が実質上補償を支払うとしたく財産を収用する場合、かかる条項が存在しない場合と同様に国家の国際責任が発生する（Mann, F. A., op. cit., pp. 587-588.）。
- (29) Brandon, Michael, op. cit., p. 43. Cf., Siksek, Simon G., op. cit., p. 122.
- (30) Report of the Committee on Nationalization of Property, op. cit., p. 33.
- (31) Weil, Prosper, op. cit., p. 224. Cf., White Gillian, op. cit., p. 88; Schwarzenberger, Georg, op. cit., p. 160; Pazarci, Le dr. Huseyin, op. cit., p. 418.
- (32) Recueil, arrêt No 13, Affaire relative à l'Usine de Chorzow (fond) C. P. J. I.
- (33) Delson, Robert, Nationalization of the Suez Canal Company: Issues of Public and Private International Law, 57 Colum. L. Rev., 1957, p. 762. 一方で、國家が公有地の取扱いの権限（eminent domain）など他の警察権（police power）の行使によってその契約義務を変更する権限を保持している、かかる権限は条約関係におけるのみ放棄されるべきである（1）

乗るべし (Nijenga, Frank X., op. cit., p. 108.)<sup>o</sup>

(26) 44 Ann. Institut, II, 1952, pp. 313-314.

(27) Ibid., p. 318. ここで、國家が他の國家に対して明示的ないし默示的に国有化しない而約した義務を尊重しなければならぬだといふべきは異論がなべて賛成五〇で採択された (Ibid., p. 317.)<sup>o</sup>

(28) Fouilloux, Gerard., op. cit., p. 294.

(29) Poiguel, Isi, Nationalization, Copenhagen, 1957, p. 74. したがへて、彼によれば、國際法上、契約による取扱われた権利が他の財産権より特別に保護されるという規則は存在しない。